

「マイナンバー制度」が始まります

10月から「通知カード」が送付されます。

☎マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178

<制度に関すること> 総務企画課 総務係 ☎52-5802

<カードに関すること> 町民福祉課 住民係 ☎52-5811

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、国内に住所を有する一人ひとりに12桁の個人番号（マイナンバー）を付番し、国や町など複数の機関が持つ個人情報と同一のものであると確認できることで、社会保障と税制度の効率化を図り、給付や負担などの公平性を確保するための社会基盤です。

個人番号は、社会保障・税・災害対策の各分野で利用されます。

3つのメリット

- 国民の利便性の向上
年金・福祉などの申請で書類の添付が減ります
- 行政の効率化
手続きが正確で早くなります
- 公平・公正な社会の実現
給付金などの不正受給を防止します

マイナンバーの通知 【平成27年10月5日以降、順次送付されます】

- 住民登録がある全ての人に、12桁の個人番号を記載した「通知カード」が送付されます。
- 通知カードは紙製のカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記載されますが、身分証明書として使用はできません。

※中長期在留者や特別永住者などの外国人の人にも「通知カード」が送付されます。

※通知カードを確実に受け取っていただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、お早めにお住まいの市区町村に住民票の異動届出をお願いします。

単身者で長期間にわたり医療機関や施設などに入院・入所されている人やDV被害者など、やむを得ない理由により住所変更が難しい人は、現在お住まいの場所を住民票のある市区町村に登録することで、そこに通知カードを送付することが可能になります。

登録申請期限 9月25日（金）必着

登録申請の方法など、詳しくは町のホームページでご確認いただくか、住民票の住所地の市区町村にお問い合わせください。

個人番号（マイナンバー）カード 【平成28年1月から交付が始まります】

- 通知カードが届いた後、同封されている申請書を郵送（スマートフォンなどによるオンライン申請も可）することにより、平成28年1月以降、町民福祉課住民係で個人番号カードが交付されます。※初回発行手数料は無料

- 個人番号カードは、写真・氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が表示され本人確認のための身分証明書として使用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxをはじめとする各種電子申請に利用できます。（所得などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。）

表



表面には、個人番号の記載はない
↓
コピーできる人に制限はない（本人同意などによりできる）

裏



裏面には、個人番号の記載がある
↓
コピーできる人は行政機関や雇用主など法令に規定された人に限定される

今後のスケジュール

平成 27 年 10 月から

マイナンバーを通知します。



マイナンバーを記載した「通知カード」が届いたら、大切に保管してください。



平成 28 年 1 月から

- ・ 社会保障・税・災害対策の行政手続きで、マイナンバーが必要になります。
- ・ 希望者には、個人番号カードを交付します。

法人番号

法人には、1 法人につき 1 つの法人番号（13 桁）が指定され、平成 27 年 10 月以降、書面により国税庁から登記上の所在地に通知されます。

法人番号はインターネットで公開され、個人番号とは異なり利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

マイナンバーでできること

マイナンバーで
何ができるの？

災害対策？

税？

社会保障？



平成 28 年 1 月以降、住民の皆さんの

○年金、医療、介護、生活保護、児童手当など

→社会保障関係の手続

○税務署などに提出する書類への記載など

→税務関係の手続

○被災者生活再建支援金の支給など

→災害対策に関する手続

役所などの行政手続で必要となる大切なものです。

個人情報の保護対策

- マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続で行政機関や雇用主などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象です。
- 自宅のパソコンなどから、自分の個人情報にアクセスした行政機関の確認ができます。
(マイナポータルは平成 29 年 1 月運用開始予定)

注意

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。

通知前にマイナンバー制度関係で行政機関などから手続を求めることはありません。

町民の皆さまのご来場をお待ちしております。

会場内には、思い出の写真パネル
および小・中学生を対象に募集した
合併 60 周年記念作文・絵画の入賞作
品を展示します。

② 記念講演

・ 第 2 部
町長式辞、来賓祝辞、功労者表彰
など

◇ 内容

◇ 場所 田布施中学校体育館

◇ 日時 11 月 3 日（火・祝）
午前 9 時 30 分～

本町は、昭和 30 年 1 月に 1 町 3 村
が合併し、本年で 60 周年を迎えまし
た。これを記念した式典を次のとお
り開催します。

田布施町
合併 60 周年記念式典

岡総務企画課
TEL 087-521-5802